

関係各位

高知県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報について

令和 2 年度病害虫発生予察特殊報第 3 号を送付します。

令和 2 年度病害虫発生予察特殊報第 3 号

1 病害虫名 サツマイモ基腐病

病原菌：*Plenodomus destruens* Harter

(syn. *Phomopsis destruens* (Harter) Boerema, Loerakker & Hamers)

2 発生物種 サツマイモ

3 発生経過

令和 2 年 10 月、県東部のサツマイモ栽培ほ場において地際部の茎及び塊根が黒色～暗褐色に変色する症状が確認された(写真 1、2、3)。採取した株から *Phomopsis* 属菌が分離されたことから農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、サツマイモ基腐病であることが判明した。

本病は、平成 30 年 11 月に国内で初めて沖縄県で発生が確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、福岡県、熊本県および長崎県で確認されているが、本県での発生確認は初めてである。

4 病徴および病原菌の特徴

- (1) はじめ、地際部の茎が黒～暗褐色に変色し腐敗する。その後、茎の被害部が拡大し、やがて茎葉が萎凋、枯死する。発病が落穂(茎と塊根を繋ぐ部分)を経て塊根まで拡大すると、なり首側から塊根が腐敗する(写真 3)。
- (2) 被害株の変色部表層には微小な黒点粒状の分生子殻の形成が認められる(写真 4)。分生子には大きさ、形状の異なる二つの型がある。
- (3) 本菌の宿主植物はヒルガオ科植物で、罹病した塊根やつるで伝搬する。また、植物残渣上で越冬し、それが翌年の伝染源となる。

5 防除対策

- (1) 発病した株(つるや塊根)は速やかに抜き取り、ほ場内や周辺に残渣を残さないように処分する。
- (2) 発病株の除去前後には、周辺株への感染予防のため、銅剤(Z ボルドーまたはジーファイン水和剤)を複数回散布する。
- (3) 収穫後はほ場から残渣を速やかに除去し、耕耘などを行って、除去しきれなかった残渣の分解を促進する。
- (4) 本病が発生したほ場で使用した資材や機材を別ほ場で使用する場合は、消毒や洗浄を十分に行う。
- (5) 本病が発生したほ場では、次作のサツマイモ栽培を控え、輪作を行う。
- (6) 本病が発生したほ場からは種芋を採取しない。

(7) 種芋には腐敗や病害、傷のない健全なものを用いる。また、種芋の消毒を行う。

(8) 苗床の土壌消毒を行う。

(9) 苗は地際部から 5 cm 以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗を消毒する。

(10) 植付前には、ほ場の排水対策や土壌消毒を行う。

お問合せは、病害虫防除所（TEL：088-863-1132）または環境農業推進課（TEL:088-821-4861）まで



写真1 ほ場での発生状況1



写真2 ほ場での発生状況2



写真3 塊根の腐敗状況



写真4 罹病つる上の分生子殻